

神戸市環境保全審議会規則

〔平成9年7月30日〕
〔規則第28号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市民の環境をまもる条例（平成6年3月条例第52号）第53条第4項の規定に基づき、神戸市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、40人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要があると認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に規定する委員のほか、市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 臨時委員は、当該事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項又は専門の事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(施行細目の委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に神戸市環境保全審議会規則（昭和47年8月^市規則
教育委員会

第2号）の規定に基づき市長により委員に委嘱され、又は任命されている者は、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命された者とみなす。

3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、1年3月27日とする。

(平成22年11月25日に審議会の委員である者の任期に関する特例)

4 平成22年11月25日に審議会の委員である者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年11月11日神戸市規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市環境保全審議会の運営について

神戸市環境保全審議会の運営に関し、神戸市環境保全審議会規則（平成 9 年 7 月神戸市規則第 28 号。）第 7 条に基づき、以下のとおり定める。

平成 9 年 7 月 30 日

神戸市環境保全審議会会長 住 野 公 昭

（専門部会）

第 1 条 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会から付議された事項を所掌する。

3 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

4 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

5 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選によって定める。

6 部会長は専門部会に関する事務を処理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 専門部会が調査審議したときは、部会長は、当該調査審議の内容を審議会に報告しなければならない。

9 専門部会は審議会から付議された事項について決定権をもたない。

10 専門部会委員は、審議会から専門部会に付議された当該事項の調査審議が終了したときは、会長の指名が解かれたものとする。

（関係者の出席）

第 2 条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、審議会又は専門部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

神戸市環境保全審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

区 分	氏 名	役 職	備 考
学識経験者 8名	大久保 規 子	大阪大学大学院法学研究科 教授	欠席
	川 井 浩 史	神戸大学内海域環境教育研究センター 特命教授	
	島 田 幸 司	立命館大学経済学部 教授	
	中 野 加都子	甲南女子大学人間科学部生活環境学科 教授	欠席
	新 澤 秀 則	兵庫県立大学大学院社会科学部 教授	
	花 田 眞理子	大阪産業大学デザイン工学部 教授	
	藤 原 健 史	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授	
	渡 辺 信 久	大阪工業大学工学部 教授	
神戸市会 6名	守 屋 隆 司	神戸市会議員	
	菅 野 吉 記	神戸市会議員	
	辻 康 裕	神戸市会議員	
	林 まさひと	神戸市会議員	
	や の こうじ	神戸市会議員	
	小 林 るみ子	神戸市会議員	
市民等代表 4名	宇 高 康 弘	連合神戸地域協議会 事務局長	
	岡 本 勝 利	神戸市自治会連絡協議会 会長	欠席
	高 尾 ひろ子	神戸市婦人団体協議会 理事	欠席
	田 中 三 和	神戸市ネットモニター	
事業者代表 3名	楠 山 泰 司	神戸商工会議所 専務理事	欠席
	益 尾 大 祐	生活協同組合コープこうべ 執行役員	
	和 田 荘二郎	兵庫県環境保全管理者協会 企画委員会副委員長	
関係団体 2名	福 山 雅 章	兵庫県環境部次長	
	福 嶋 慶 三	環境省近畿地方環境事務所 環境対策課長	欠席

合計 23 名

オンライン会議についての注意事項

1 Zoom の参加者名

氏名(苗字+名前)としてください。

2 会議中のビデオ及びマイク

ビデオはオン、マイクはミュート(オフ)にしてください。

3 会議における発言方法

(1) マイクはミュートの状態で、Zoom の手を挙げるボタンを押す。

(2) 司会からの指名後に、ミュートを解除して発言。

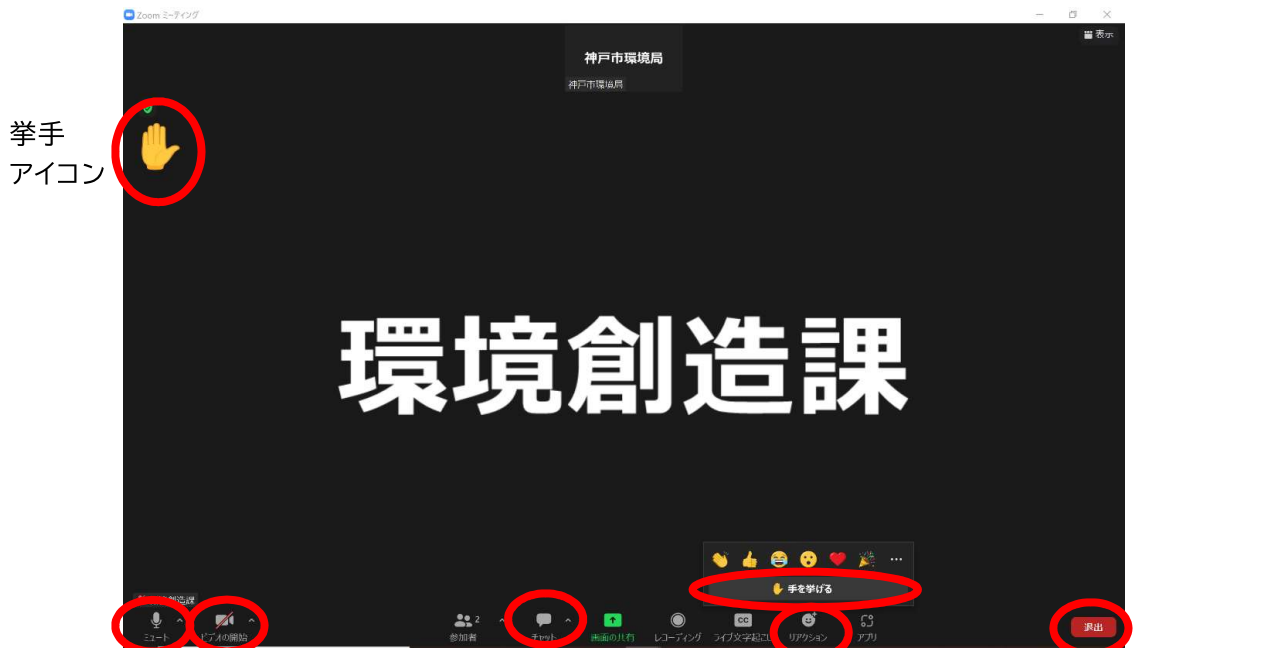
(3) 発言後にマイクをミュートにする。

(4) 手を降ろすボタンを押す。

4 会議中の事務局への連絡手段について

会議中の不具合など事務局に連絡する際は、チャットをご利用ください。

Zoom画面の説明(共通事項)



挙手アイコン

マイクは基本 OFF(ミュート)とし、発言時のみ ON としてください(座長のみ常時 ON)。
ビデオは常に ON にしてください。

チャットはこちらから。

「リアクション」のアイコンを押すと出てくる「手を挙げる」をクリックすると、画面左上に挙手アイコンが出ます(写真参照)。座長・司会に指名され、発言が終われば「手を降ろす」をクリックして挙手アイコンを消してください。

※上記画像はパソコン画面です。

タブレット端末を利用される場合は、画面が異なりますのでご注意ください。